

京田辺市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）に係る パブリックコメント結果

- (1) 案件名 京田辺市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）素案
- (2) 募集期間 令和7年12月8日（月）から令和8年1月13日（火）まで
- (3) 意見提出者 2名
- (4) 意見の数 7件
- (5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正するもの（追加・修正）	2 件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	1 件
各施策の実施段階で参考とするもの（参考）	4 件
その他	0 件
合計	7 件

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	<p>河川の決壊が木津川とため池が主に記載されていますが、手原川の上流ではボケ谷周辺の開発が進み、山の保水力が減少し、小さな夕立でも一気に手原川の水が増えてあふれそうになっています。そして雨が小降りになると水位は一気に下がっていきます。</p> <p>薪小学校の下の湾曲するところや大住駅下の合流する地点の下流部にある住宅には川の様子はわかりません。警報システムなど必要ではないかと思えます。薪里の内・水取。茶屋前・大住関屋</p>	追加・修正	<p>手原川や防賀川を含む京都府管理河川の洪水浸水想定区域と建物分布等の都市情報を重ね合わせた分析結果を別冊の防災指針29ページ以降に記載しています。</p> <p>ご自宅のハザード情報を事前に確認いただき、浸水時には建物の上階に垂直避難するのか、または避難所へ移動するのかなど、さまざまな避難方法を事前に検討していただき、万が一の事態に備えていただけましたらと考えます。</p> <p>なお、国や府の管理河川の一部には水位計や監視カメラが設置され、インターネットで水位を確認することができますので、防災関係の情報をご活用いただけるようにまとめた同79ページに、ホームページアドレス（URL）を追加しました。</p>
2	<p>高齢者の免許の返納により、シルバーカーが増えていきます。自転車、シルバーカーの安全に通れる道の整備を視野に入れてください。大きな幹線道路にそった自転車道は勿論ですが、各線路沿いに自転車専用道路を作っただけだと、市内の移動が随分楽になります。田や畑がまだ残っているうちにぜひ計画に入れてください。</p>	参考	<p>本市では、交通安全対策やバリアフリー化の推進など、だれもが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指して、歩道整備を含めた道路改良を順次進めています。</p> <p>ご指摘のとおり、今後は高齢者の道路利用が増加することから、それに対応した道路環境の整備も必要になってきていますので、ご意見につきましては、道路整備など個別計画を検討する際の参考にさせていただきます。</p>
3	居住誘導区域と浸水想定区域の整合性について	趣旨記載	<p>地区計画自体は、届出・勧告制度という強制力を伴わない柔らかな計画であり、計画内容が確実に実現さ</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	<p>【該当箇所】 防災指針（素案）全般、特に居住誘導区域の設定と浸水リスク（L2）の重ね合わせ箇所</p> <p>【意見・提案】 新田辺駅周辺などの「居住誘導区域」が、浸水深 5.0m 以上（一般的な戸建ての 2 階軒下まで水没）の想定区域と重複しています。以下について見直しおよび回答を求めます。</p> <p>1. 建築規制の導入提案：「住むな」という規制が困難であることは理解しますが、単なるソフト対策（周知・訓練）だけでは物理的に命を守れません。参考動画および素案 77 ページには「居室の床高の制限による住宅の居住空間の浸水深以上への設置」という記載がありますが、具体的にどのエリアに対して規制を敷くのか、条例レベルの義務なのか、単なる努力義務（推奨）なのかは定かではありません。当該エリアでの新築・建て替えに際しては、「3 階以上への避難スペース確保」や「ピロティ構造」など、浸水しても命が助かる構造を条例等で義務付ける、あるいは強く誘導する具体的な「ハード面の規制・ルール作り」を含む地区計画を策定するよう、上位計画として明記することを提案します。</p>		<p>れない可能性があります。そのため、地区計画の内容で建築物等に関する制限として定めた事項のうち、特に重要なものについては建築基準法に基づく市町村の条例を合わせて定めています。これにより、法的な強制力が生じ、確実に地区計画の内容の実現を図ることが可能となります。</p> <p>なお、法令上、条例に定めることができない事項については、事業者の努力義務となりますが、災害発生時における住人の生命の保護等を目的とする地区計画の主旨に合致した建築物にするよう、関係機関が事業者へ指導することができるような仕組みを検討しています。</p> <p>対象とするエリアについては、本市の浸水想定区域が広範囲であることから、その全域を対象として、新たな地区計画制度を早期に導入することは困難であると考えています。また、個人の居宅構造について、法的な強制力を持つ制限を加えた場合、将来における土地利用計画が事実上制約され、地価や土地環境に影響が生じるとともに建築費用が増大するなど、個人への過剰な負担が生じるものと判断しており、まずは制度の重要性を地域に浸透させることが不可欠だと考えています。</p> <p>このような理由から、本計画では、浸水想定区域内の既存建物が建ち並ぶ既存市街地ではなく、新たに市街化区域に編入するなど新たな市街地が形成される区</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
			<p>域においてのみ、「防災・減災対策に関する事項を定めた地区計画」を策定し、地区計画の目標や土地利用の方針に共感をいただける開発事業者による開発行為を誘導し、工場、倉庫、事業所や公益的施設など実現性のある建築物等に初期導入することとしています。その後、地域の方々の防災への理解が進むとともに、防災・減災など安心への投資と自己負担への受容バランスが図られ、地区計画の導入を求める既存市街地のエリアが見られた場合は積極的に地区計画を策定したいと考えています。</p> <p>なお、地区計画の策定にあたっては、円滑で適正な運用が図られるよう、基本的な考え方を示したガイドラインを作成することとしています。</p>
4	<p>アンダーパス水没時の避難・物流機能の確保について</p> <p>【該当箇所】 本編 47 ページ 防災指針（素案） 災害リスク分析および課題（アンダーパス関連記述）</p> <p>【意見・提案】 最大規模降雨（L2）時に市内4箇所のアンダーパスが全て水没すると分析されていますが、対策が不十分です。特に薪新田辺線の水没は、地域が分断され、緊急車両の往来すらできなくなる恐れがあります。</p> <p>1. ハード対策の強化：課題に対する対策が</p>	追加・修正	<p>ご指摘のとおり、本市のアンダーパスについては、木津川および京都府管理河川の氾濫による浸水リスクがあり、特に木津川が氾濫した際にはアンダーパスの冠水に留まらず周辺一帯が浸水する状況であることから、排水ポンプの能力強化による対策は現実的に困難だと考えています。一方で、京都府管理河川の氾濫については、新西浜樋門・放水路、田辺排水機場の整備を行うことにより周辺地域の浸水リスクの低減に努めているところです。</p> <p>また、薪新田辺線が緊急輸送道路に指定されたところであり、緊急輸送を確保するための整備が優先的に進められることとなります。</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	<p>「注意喚起」のみでは、有事の実効性が皆無です。看板設置等にとどまらず、排水ポンプ能力の抜本的な増強や、止水板等の物理的対策を計画に明記してください。</p> <p>2. 交通規制の具体化：アンダーパス水没時は代替ルートに一般車両が殺到し、緊急車両が立ち往生する恐れがあります。行政のみの責任ではなく、市民に自家用車での移動制限を掛けることもやむを得ないものと考えます。「通行止め」の判断基準だけでなく、代替ルートへの一般車両流入を物理的・法的に制限し、緊急車両専用路を確保するための具体的なルール策定を計画に盛り込んでください。</p>		<p>なお、局地的な豪雨等により薪新田辺線のアンダーパスが冠水した場合には、薪、田辺や河原地区を結ぶ代替ルートとしての機能を備えた都市計画道路大住草内線の整備を進めていく予定としています。</p> <p>また、木津川等の氾濫により薪新田辺線を含む周囲一帯が浸水するような大規模災害が発生した場合であっても、国道307号が既に緊急交通路の予定路線に指定されており、一般車両の通行規制が行われることで、被災者の救難、救助や物資の輸送等の災害応急対策が円滑に行われるものと考えています。</p> <p>別冊の防災指針52ページ 分析8の緊急輸送道路に薪新田辺線を追加するとともに、同75ページに緊急輸送道路の代替機能を備えた都市計画道路大住草内線の整備について追記しました。</p>
5	<p>目標値 (KPI) の設定について</p> <p>【該当箇所】 本編 80 ページ 防災指針 (素案) 目標値の設定</p> <p>【意見・提案】 全体的に目標設定が消極的であり、激甚化する災害への危機感が不足しているように見受けられます。以下の修正を求めます。</p> <p>1. 地区計画の策定目標が「2040年までに2地区」となっていますが、災害の切迫度に対しあまりに緩慢であり、大多数の市民がリスクに晒され続けることとなります。予</p>	参考	<p>整理番号3でも示しましたとおり、地区計画による規制を設けた場合は、その制限を満たすための建築物の構造変更や敷地の改変に要する費用などを個人が負担する必要が生じます。また、制限を満たさない場合には建築することができなくなり、土地所有者等の権利に多大な影響を与える可能性があることから、地区計画策定に必須とされる住民との合意形成を早期に図ることは困難だと考えています。</p> <p>そうしたことから、本計画では既存建物が建ち並ぶ既存市街地ではなく新たな市街地形成が行われる区域において、地区計画の目標や土地利用の方針に共感を</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	<p>算や人員の制約から「全ての地区で網羅的な計画」を策定することが困難であるならば、方針を根本的に見直すべきです。</p> <p>1-1. 「点」から「面」への転換：少数のモデル地区で完璧な防災まちづくりを目指すのではなく、市内全域のリスクが高い地域に対し、「致命的なリスクの回避」に絞った地区計画（例：浸水想定区域における1階居室の制限や、かさ上げの義務化など）をスモールスタートで導入し、市全体の防災レベルを底上げする方針へ転換してください。</p> <p>1-2. 目標設定の修正：上記に基づき、地区ごとのきめ細やかな景観形成等を含む「フルスペックの地区計画」の数ではなく、「防災・減災に関する最低限の建築ルール（条例や協定含む）が適用された面積または世帯数」を KPI として再設定し、より広範囲の安全を早期に確保することを求めます。</p> <p>2. 市民満足度：「満足度」という主観的な指標ではなく、「防災訓練参加率（％）」や「ハザードマップの全戸認知率（％）」など、客観的に測定可能で実効性のある KPI に変更してください。</p> <p>3. 上水道の耐震化：令和 11 年時点で耐震化</p>		<p>いただける開発事業者による開発行為を誘導し、工場、倉庫、事業所や公益的施設など実現性のある施設に初期導入することとしています。その後、地域の方々の防災への理解が進むとともに、防災・減災など安心への投資と自己負担への受容バランスが図られ、地区計画の導入を求める既存市街地のエリアが見られた場合は積極的に地区計画を策定したいと考えています。なお、現時点で想定される2地区については合計面積が約19ヘクタールあり、面的な広がりを持っていると考えています。</p> <p>評価指標の「防災・減災に関する市民満足度」については、安全で心安らぐ優しいまちづくりを目指すなかで、市が進める防災・減災対策とともに、災害発生時には自分や家族の身を自らで守る「自助」、地域や身近な人同士で助け合う「共助」が非常に重要であり、市民の防災意識の向上が防災に強いまちづくりに不可欠であることから、市民の防災への関心の高さを把握するために、本指標を設定することとしています。</p> <p>なお、本計画は都市計画マスタープランや立地適正化計画による都市計画の観点から、まち全体を俯瞰的な視点で眺め、地域における面的な防災・減災対策を示すものであり、防災訓練や避難経路の周知など市民一人一人の行動に係る取り組みについては地域防災計画に定め、すみ分けを図っていることから、ご提案い</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	<p>率 23.6%という目標は非常に心許ない数値です。耐震化工事の即時完了が困難であれば、「発災後○時間以内に給水車による応急給水体制を確立する」といった、ソフト面での具体的な補完目標を併記することを提案します。</p>		<p>ただいたような指標を本計画に用いることは考えていません。</p> <p>また、上水道の「管路耐震化率」については、本市の上水道管路の延長は360km以上あり、更新時に耐震性が高い管種への取り替えを進めていますが、即時に耐震化を完了することは極めて困難です。しかしながら、令和5年度時点の耐震化率19.2%は、類似事業体の平均値である11.9%に対し高い値となっており、また浄水施設、ポンプ所及び配水池においては、令和11年度における耐震化率の目標値を100%としており、優先度の高い水道施設から順次耐震化事業を進めているところです。</p> <p>なお、ソフト面の対策としては、既に日本水道協会京都支部（関西支部）や八幡市、遠方の事業体（鹿児島県霧島市・千葉県習志野市）と災害時の応援協定を締結し、緊急時の対応に備えています。</p>
6	<p>自治体としての主体的対策の明記について</p> <p>【該当箇所】 本編 71 ページ・75 ページ 治水対策の推進（取組方針）</p> <p>【意見・提案】 治水対策の多くが国・府への「要請・連携」となっており、市としての主体的な取り組みが見えにくい内容です。</p> <p>1. 「プラン B」の策定：国・府による河川整備が遅れた場合や、想定外の事態に備え、市単独で実施可能な減災対策（例：校庭貯</p>	趣旨 記載	<p>ご指摘のとおり、河川の管理については、法令により河川種別ごとに管理者が決まっており、管理の権限を有し、責任を負うこととされています。したがって河川の整備や管理については、各管理者への要望等に留まる点については、ご理解をいただけますと幸いです。</p> <p>一方で、準用河川、普通河川や公共下水道（雨水）など市が管理するものについて、市が主体的に取り組むことを明記しているところです。</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	<p>留施設の設置、雨水流出抑制の条例化などを具体的に記載してください。</p> <p>2. ハード対策の裏付け：「田辺排水機場の整備」等が記載されていますが、これらについては具体的な完了見込みがあるものと考えます。想定完了時期や予算措置について、実現性のある計画として明示してください。</p>		<p>また、雨水流出抑制に関しては、「災害からの安全な京都づくり条例」（平成28年京都府条例第41号）が既に制定されており、河川整備が完了していない河川流域において開発が行われる場合には、雨水調節池を設けることとされるなど対策がとられています。</p> <p>なお、排水機場を含む周辺一帯の治水事業に完成時期については、令和11年度中の完成を予定されていますが、個別の事項について、具体的な想定完了時期や予算措置を計画に記載することは考えていません。</p>
7	<p>避難所の収容能力と安全性について</p> <p>【該当箇所】 本編 71 ページ 避難場所の確保・避難環境の整備</p> <p>【意見・提案】</p> <p>1. 有効収容人数の再計算：浸水深が深いエリアにある指定避難所（学校等）について、1階部分（体育館含む）が使用不能になった場合を想定した収容人数を算出していますか？ 2階以上のみで地域住民を受け入れ可能か再検証し、不足する場合は代替施設の確保策を記載してください。</p> <p>2. 協定の実効性：「民間マンション等との協定」による避難場所確保が挙げられていますが、オートロック解除の手順や住民合意など、夜間・不在時でも確実に避難所とし</p>	参考	<p>地域防災計画では、木津川の大規模な氾濫が発生するまでには相当の時間があるため、浸水想定区域外の指定避難所や一時避難場所に事前に避難いただくことを想定しており、浸水想定区域内では、逃げ遅れた場合にのみ最上階に避難していただくことを目的として緊急一時避難場所が指定されています。本計画では、地域防災計画や国土強靱化地域計画との整合を図ることとしており、上記のような災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策・復旧等に主眼を置いた範囲については地域防災計画が、まちづくりの観点から防災対策を定める部分を本計画が担うこととし計画しています。</p> <p>また、「地区計画の活用による避難場所の確保」については、民間施設等の活用のうち、工場・倉庫・事務所など合意形成が比較的容易に行えるところから取</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	<p>て機能するための運用ルール（実効性）が担保されているか疑問です。現在の協定締結数および運用マニュアルの整備状況を明らかにしてください。</p>		<p>組むこととしています。</p>

問い合わせ先 計画交通課

電 話 0774-63-1219

Eメール keikaku@city.kyotanabe.lg.jp